

国立大学法人高知大学役員会規則

平成16年4月1日
規則第2号

最終改正 令和4年3月24日規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学役員会（以下「役員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる役員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事

(審議事項)

第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人高知大学が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項
- (2) 法人法の定めにより文部科学大臣の認可又は承認（法人法第13条の2第1項及び第17条第7項の承認を除く。）を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する理事が代理する。

(会議)

第5条 役員会は、役員²の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 会議は、出席した役員²の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、役員会の同意を得て、役員以外の者を役員会に出席させることができる。

(事務)

第7条 役員会に関する事務は、法人企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月19日規則第12号)

この規則は、平成21年5月19日から施行する。

附 則 (令和3年7月16日規則第12号)

この規則は、令和3年7月16日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日規則第94号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。